

第9章 災害復旧計画

第9章 災害復旧計画

1 災害復旧の基本方針

災害復旧に当たっては、災害の再発を防止するため、公共施設等の復旧は単なる原形復旧にとどまらず、必要な改良復旧を行う等将来の災害に備える計画とし、災害応急対策計画に基づき、応急復旧終了後、被害の程度を十分検討し、早期復旧を目標にその実施を図るものとする。

(1) 実施責任者

町長、その他の執行機関、指定行政機関の長、指定地方行政機関の長、指定公共機関及び指定地方公共機関、その他法令の規定により、災害復旧の実施について責任を有するものが実施するものとする。

(2) 復旧工事の実施

ア 応急復旧工事

復旧工事が長期にわたる場合は、必要最小限の復旧を図った後、随時全面的な復旧工事を実施するものとする。

イ 補強、改修復旧工事

応急資材による仮工事等の復旧による施設、設備は、早急に補強及び改修工事を実施するものとする。

ウ 緊急復旧工事

被災後、速やかに復旧を図らなければ、さらに被害が増大するおそれのある施設、設備については、速やかに適切な復旧措置を実施するものとする。

2 復旧事業計画

公共施設の災害復旧事業計画は概ね次の計画とする。

(1) 公共土木施設災害復旧計画

ア 河川公共土木施設災害復旧計画

イ 砂防設備公共土木施設災害復旧計画

ウ 地すべり防止施設公共土木施設災害復旧計画

エ 急傾斜地崩壊防止施設公共土木施設災害復旧計画

オ 道路公共土木施設災害復旧計画

カ 下水道公共土木施設災害復旧計画

キ 公園公共土木施設災害復旧計画

(2) 農林水産施設災害復旧事業計画

- (3) 上・下水道災害復旧事業計画
- (4) 住宅災害復旧事業計画
- (5) 社会福祉施設災害復旧事業計画
- (6) 医療施設災害復旧事業計画
- (7) 学校教育施設災害復旧事業計画
- (8) 社会教育施設災害復旧事業計画
- (9) その他の災害復旧事業計画

3 災害復旧予算措置

災害復旧事業その他の関係事業に要する費用は、別に法律の定めるところにより、予算の範囲内において実施する。

4 激甚災害に係る財政援助措置

著しい激甚である災害が発生した場合には、町は被害状況を速やかに調査把握し、早期に「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」による指定が受けられるよう措置して、公共施設の災害復旧事業が円滑に行われるよう努めるものとする。

5 応急金融対策

(1) 農林業者に対する応急融資

被災した農林業者に対し、次のとおり融資制度の導入を積極的に推進し、農林業経営の維持安定を図る。

ア 天災による被害農林業者等に対する資金の融資に関する暫定措置法の運用を図り、低利の経営資金を導入する。

イ 農林漁業金融公庫資金の積極的な活用を図るものとし、このため自作農維持資金及び農地等の復旧資金等長期低利の資金の導入を図る。

(2) 生活確保資金融資

災害を受けた低所得者に対する資金の融資・貸付金等の対策は次によるものとする。

ア 生業資金の貸付

被災した生活困窮者等の再起に必要な事業資金、その他小額融資の貸付資金を確保するため次の資金等の導入に努める。

(ア) 災害救助法による生業に必要な資金

(イ) 生活福祉資金の災害援護資金

(ウ) 母子福祉資金

(エ) 国民金融公庫資金

① 更正資金

② 恩給担保貸付金

③ 遺族国庫債券担保資金

④ 引揚者国庫債券担保資金

イ 被災世帯に対する住宅融資

低所得世帯あるいは母子世帯で災害により住宅を失い又は破損等のために居住することができなくなった場合、住宅を修理し又は非住宅を改造する等のための資金を必要とする世帯に対して次の資金の導入に努める。

(ア) 生活福祉資金の災害援護資金又は住宅資金。

(イ) 母子福祉資金の住宅資金。

(3) 応急金融の大綱

応急金融の融資の名称、取扱期間等の大綱は、道地域防災計画の災害応急金融計画の定めるところによる。